

## 平成16年度市場モニタリングテスト結果

### 家庭用品品質表示法に係る試買テスト

#### 「下着」(ショーツ・パンツ)

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成16年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「下着(ショーツ・パンツ)」について、同法の繊維製品品質表示規程(以下「表示規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、婦人用ショーツ14銘柄、紳士用パンツ6銘柄、計20銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

テストの結果、20銘柄中13銘柄が表示規程に不適合でした。

主な不適合の内容は、繊維の組成のうち、特定の部分の効用を増すために使用された生地等の組成繊維の割合が全体の5%を超えているにもかかわらず<sup>注</sup>、その繊維の表示がなかったことで、6銘柄が不適合でした。

不適合事項の詳細は次のとおりです。

不適合内容	銘柄数
特定の部分の効用を増すために使用された生地等の割合が、全体の5%を超えているにもかかわらず <sup>注</sup> 、その繊維の表示がなかった。	6
部位を分離して表示しているにもかかわらず、表示した部位以外の部位を表示していなかった。	4
混用率が誤差の許容範囲(±5%)を超えていた。	3
定められた取扱い絵表示記号を使用していなかった。	2
付属部分の組成表示に混用率を百分率で示す数値がなかった。	1
繊維の名称を示す指定用語を使用していなかった。	1
表示対象外部分を含めて混用率が表示されていた。(またに表示されている内側の生地は表示対象外)	1
取扱い絵表示記号の順序が異なっていた。	1

該当銘柄数は、1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対して改善指導が行われました。

注：規程第七条第2項では「家庭用品品質表示法施行令別表 第一号(三)の繊維製品の装飾、補強又は縁取り等特定部分の効用を増すために使用された糸又は生地であって、その組成繊維の全体に対する混用率が5%以下のものについては、これを組成繊維から除いて混用率を算定することができる。」と規定している。

今回の下着について、表示対象部位等の一例をまとめると以下のとおりです。

繊維製品品質表示規程では下着は表生地のみ表示することとなっています。次の写真 ~ については、表側にあり、表生地と解され表示の対象です。しかし、特定の効用を増すために使用された生地とも解されることから、その組成繊維の全体に対する混用率が5%以下のものについては、これを組成繊維から除いて混用率を算定することができます。

のピコットレースについては、大部分が裏側についており組成表示を行う必要はないものと解され組成繊維を表示しなくても良い生地です。

また、 の生地は内側にあり表生地ではないことから表示の対象外の生地です。

伸縮性のあるテープ レース、伸縮性のあるレース 刺しゅう糸、リボン  
ピコットレース 内側の生地(クロッチ布(股布)等)

